

大牟田市企業局告示第1号の10

条件付き一般競争入札の公告について

条件付き一般競争入札を総合評価方式により行うので、大牟田市企業局契約事務規程（平成14年企業管理規程第3号）第2条において準用する大牟田市契約規則（平成2年規則第26号）第3条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年7月2日

大牟田市企業管理者 井田 啓之

1 入札に付する事項（合併入札）

(1) 契約番号 5021000053

ア 工事名 大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第14工区）工事

イ 工事場所 大牟田市大字宮部地内

ウ 工事概要

(ア) 管推進工

内径200ミリメートル 延長132.5メートル

(イ) 管布設工

内径200ミリメートル 延長328.5メートル、内径150ミリメートル 延長397.5メートル

(ウ) 小型マンホール設置工 21箇所

(エ) 1号マンホール設置工 20箇所

(オ) 立坑工 4箇所

(カ) 汚水柵設置工 63箇所

(キ) 薬液注入工 一式

(ク) 付帯工 一式

詳細については、3で閲覧に供する設計図書による。

エ 工期 契約締結の日の翌日から起算して180日間

(2) 契約番号 5021000054

ア 工事名 大牟田市大字宮部地内配水管布設その1工事

イ 工事場所 大牟田市大字宮部地内

ウ 工事概要

(ア) 配水管布設工

a PE 内径50ミリメートル 延長38.6メートル

b H P P E 内径 1 5 0 ミリメートル 延長 1 6 4 . 6 メートル、内径 1 0 0 ミリメートル 延長 1 8 8 . 3 メートル

c D C I P ・ K 内径 1 5 0 ミリメートル 延長 2 . 8 メートル

(イ) 仕切弁設置工

ソフトシール形 内径 1 5 0 ミリメートル 1 基、内径 5 0 ミリメートル 1 基

(ウ) 消火栓設置工

単口・副弁付 内径 7 5 ミリメートル 2 基

(I) 既設給水管取替工

内径 4 0 ミリメートル 3 箇所、内径 3 0 ミリメートル 2 箇所、内径 2 5 ミリメートル 6 箇所、内径 2 0 ミリメートル 1 0 箇所

詳細については、3 で閲覧に供する設計図書による。

エ 工 期 契約締結の日の翌日から起算して 1 8 0 日間

(3) 入札方式 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札

2 入札参加に必要な資格

- (1) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の許可（同条第 3 項の許可の更新を含む。）及び同法第 2 7 条の 2 3 第 1 項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けている者
- (2) 平成 3 0 年度大牟田市競争入札参加資格者名簿又は平成 2 9 年度大牟田市競争入札参加資格者名簿に業種が土木一式工事で継続して 1 年間掲載されていた者であって、令和元年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が土木一式工事で登録されているもの
- (3) 公告の日から 9 に規定する開札の日までの間に、大牟田市指名停止等措置要綱（平成 8 年 3 月 1 日施行）に基づく指名停止又は談合等不正行為の通報に対する措置要綱（平成 5 年 7 月 1 1 日施行）に基づく指名回避の措置を受けていない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合における更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てを除く。）がなされていない者
- (6) この入札に参加する他の入札者と次のいずれかの関係を有する者でない者
- ア 資本関係が次のいずれかの関係に該当する場合
- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- イ 人的関係が次のいずれかの関係に該当する場合
- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同項第3号に規定する役員のうち、社外取締役、執行役員及び監査役を除く。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 平成22年度以後に、国又は地方公共団体が発注した契約金額が5,000万円以上の契約に係る土木一式工事（建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和47年建設省告示第350号。以下「建設省告示」という。）に規定する土木一式工事をいい、建設業法第4条の規定により土木一式工事以外の建設工事（同法第2

条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)を請け負った場合における当該建設工事に附帯する土木一式工事を除く。)を元請で完成させ、かつ、引き渡した実績(特定建設工事共同企業体(大規模建設工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下同じ。)を構成する者(以下「構成員」という。)としての実績にあっては、出資比率(構成員の出資額をその属する特定建設工事共同企業体の総出資額で除して得た値をいう。)が100分の30以上である構成員としての実績に限る。)を有する者

- (8) 2(9)に該当する場合を除き、この入札に係る工事(以下「入札工事」という。)において、3月以上継続して雇用している主任技術者(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいい、土木一式工事(建設省告示に規定する土木一式工事をいう。2(9)において同じ。)に係る主任技術者に限る。以下同じ。)を専任で配置できる者。ただし、入札工事に専任で配置する予定の主任技術者を現在施工中の他の工事に配置しているときは、9に規定する開札の日において当該他の工事が完成している場合に限り認めるものとする。
- (9) 入札工事について下請契約を締結する場合であって当該下請契約の合計額が4,000万円以上となるときは、土木一式工事について建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けている者であって、3月以上継続して雇用している監理技術者(同法第26条第2項に規定する監理技術者をいい、土木一式工事に係る監理技術者であって同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者に限る。以下同じ。)を入札工事に専任で配置できるもの。ただし、入札工事に専任で配置する予定の監理技術者を現在施工中の他の工事に配置しているときは、9に規定する開札の日において当該他の工事が完成している場合に限り認めるものとする。
- (10) 最新の経営事項審査に基づく総合評価定値通知書の建設工事の種類が土木一式工事の総合評価値の点数に、令和元年度大牟田市競争入札参加資格者名簿(工事・市内業者)に業種が土木一式工事で登録されている主観点数を加えた点数が800点以上である者
- (11) 本市(企業局を含む。以下この号において同じ。)と締結している

建設工事に係る契約（アからオまでに掲げるものを含み、カからコまでに掲げるものを除く。）の件数が2件以内である者

ア 仮契約

イ この入札以外の入札に係る契約締結前の落札者（落札者が特定建設工事共同企業体（異工種特定建設工事共同企業体を除く。）である場合における構成員を含む。）である場合における当該締結前の仮契約及び契約

ウ 特定建設工事共同企業体（異工種特定建設工事共同企業体を除く。）の構成員として締結している仮契約及び契約

エ 条件付き一般競争入札の公告について（平成28年企業局告示第23号）において本市が発注し、異工種特定建設工事共同企業体の構成員として締結している大牟田市公共下水道事業白川ポンプ場建設工事に係る契約

オ 条件付き一般競争入札の公告について（平成30年企業局告示第13号）において本市が発注し、異工種特定建設工事共同企業体の構成員として締結している大牟田市延命配水池更新工事に係る契約

カ 随意契約により締結している契約

キ 本市が行った入札により締結している契約であって、当該入札における予定価格（入札書比較価格）が4,545,455円未満であるもの

ク 災害復旧工事に係る契約

ケ 公共下水道事業下水道管渠長寿命化改築工事に係る契約

コ 本市が行った入札において落札者又は入札者がなかった場合に当該入札に係る設計書（工期に係る部分を除く。）、図面、仕様書及び予定価格を変更せずに行った再度の入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による再度の入札を除く。）に係る契約

### 3 契約書案等の閲覧の場所及び日時

契約書案、入札心得、大牟田市契約規則、大牟田市郵便入札要綱（平成15年9月10日施行）、総合評価方式条件付き一般競争入札について（ご案内）、大牟田市工事請負契約約款、設計図書（設計書、図面及

び仕様書をいう。以下同じ。)については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室(企業局庁舎3階)
- (2) 日時 令和2年7月2日(木)から同月30日(木)まで(大牟田市の休日を定める条例(平成元年条例第11号)第1条第1項に定める市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで

#### 4 設計図書の販売の場所及び日時

設計図書は、入札参加を希望する者が自己の負担により入手するものとする。

- (1) 場所 大牟田市大正町2丁目5番地12  
有限会社西山  
電話番号 0944-54-1212
- (2) 日時 令和2年7月2日(木)から同月30日(木)(市の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

#### 5 工事内容に関する質問書の提出の場所及び日時

工事内容に関する質問書の提出は、持参又はファックスによるものとする。

- (1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室(企業局庁舎3階)
- (2) 日時 令和2年7月2日(木)から同月16日(木)まで。ただし、持参による場合は、日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) ファックス番号 0944-41-2592

#### 6 回答書の閲覧の場所及び日時

- (1) 大牟田市企画総務部契約検査室で閲覧する場合 令和2年7月20日(月)から同月30日(木)まで(市の休日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 大牟田市公式ホームページで閲覧する場合 令和2年7月20日(月)から同月30日(木)まで

#### 7 入札に必要な書類

入札に必要な書類は、次の各号に掲げる書類(以下「入札書等」という。)とする。なお、(1)、(2)及び(6)から(11)までに掲げる書類については、大牟田市公式ホームページ「総合評価方式条件付き一般競争入札の

必要書類について」等から入手するものとする。

- (1) 入札書
- (2) 総合評価方式条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- (3) 工事費内訳書
- (4) 設計図書等購入証明書（原本）
- (5) 最新の経営事項審査に基づく総合評定値通知書（写し）
- (6) 企業の施工実績調書（様式第2号）  
2(7)に規定する実績及び別表1の について記載すること。
- (7) 企業の工事成績調書（様式第3号）  
別表1の について記載すること。
- (8) 企業の継続雇用する技術者調書（様式第4号）  
別表1の について記載すること。
- (9) 配置予定技術者の施工実績調書（様式第5号）  
別表1の について記載すること。
- (10) 配置予定技術者の資格等調書（様式第6号）  
2(8)又は2(9)に規定する条件を満たす資格等及び別表1の から  
までについて記載すること。
- (11) 企業の技術力等調書（様式第7号）  
別表1の 、 及び について記載すること。

## 8 入札の方法

- (1) 入札は郵送によるものとし、郵送先、郵送方法等は次に定めるとおりとする。送付用封筒は、大牟田市郵便入札要綱様式第1号によるものとし、同要綱第2条第2項の規定に基づく記載がないもの又は配達指定日に到着しなかったものは、受け付けない。

ア 郵 送 先 〒836 - 8666

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市企画総務部契約検査室

イ 郵 送 方 法 配達日指定による簡易書留又は一般書留のいずれかによる。

ウ 配達指定日 令和2年7月30日（木）

エ 投かん期間 令和2年7月20日（月）から同月27日（月）まで

オ 郵送書類等 入札書等一式

カ 提出部数 正本1部、副本2部

- (2) 入札執行回数は、1回とする。
- (3) 入札参加者は、開札の前であって企業管理者が認める場合に限り、文書により当該入札を辞退することができる。この場合において、当該文書は持参により提出しなければならない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札価格として入札書に記載すること。

## 9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 大牟田市入札室（企業局庁舎3階）
- (2) 日時 令和2年7月30日（木）午前11時

入札参加者のうち希望する者及び当該入札事務に関係のない職員が立会いの上、開札を行う。

## 10 入札参加資格の審査

入札の結果、17で定める低入札価格調査限度価格から15で定める予定価格までの範囲内で入札を行った入札参加者について、2に規定する入札参加資格を満たすかどうかを審査する。

### 11 入札参加資格者の評価値の算出

10の審査の結果、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）について、次の算式により、評価値を算出する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000$$

評価値は、少数点以下第9位を四捨五入し、少数点以下第8位までとする。

標準点は、100点とし、各入札参加資格者に対し、付与する。

加算点は、別表1に基づき各入札参加資格者ごとに算出した点数とする。

入札価格の単位は、円とする。

### 12 落札者の決定

- (1) 入札参加資格者のうち、11によって算出された評価値（以下「評価値」という。）が最も高い者を最高評価入札者とする。この場合におい



て、評価値が最も高い者が2人以上あるときは、当該評価値が最も高い者にくじを引かせ、最高評価入札者を決定する。ただし、当該評価値が最も高い者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、最高評価入札者を決定する。

- (2) 最高評価入札者の決定後、最高評価入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないかどうかを審査する。
- (3) 最高評価入札者が、12(2)の規定による審査に合格しなかった場合は、当該最高入札者を落札者とししない。
- (4) 最高評価入札者が、12(2)の規定による審査に合格し、かつ、当該最高評価入札者の入札価格が16で定める低入札価格調査基準価格以上の場合は、当該最高評価入札者を落札者とする。
- (5) 最高評価入札者が、12(2)の規定による審査に合格し、かつ、当該最高評価入札者の入札価格が16で定める低入札価格調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施し、入札工事に係る契約内容に適合した履行が可能でないと認めるときは、当該最高評価入札者を落札者とせず、調査の結果、入札工事に係る契約内容に適合した履行が可能であると認めるときは、当該最高評価入札者を落札者とする。
- (6) 12(3)又は12(5)の規定により最高評価入札者を落札者とししない場合は、落札者が決定するまで、入札参加資格者（最高評価入札者を除く。）を評価値が高い順に順次評価値が最も高い者とみなし、12(1)から12(5)までの規定を適用する。
- (7) 12(4)又は12(5)の規定により落札者が決定した場合は、直ちに落札者に対しその旨を通知するとともに、入札結果等を落札者の決定の日の翌日から大牟田市企画総務部契約検査室において閲覧に供するほか、大牟田市公式ホームページに掲載する。

### 1.3 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札価格の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として徴収する。

### 1.4 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、大牟田市企業局契約事務規程第2条において準用する大牟田市契約規則第23条の2第1号、第2号又は第6号に該当する場合は、免除とする。

15 予定価格（入札書比較価格）

108,376,000円

16 低入札価格調査基準価格（入札書比較価格）の設定

有。なお、落札決定後に公表する。

17 低入札価格調査限度価格（入札書比較価格）の設定

有。なお、落札決定後に公表する。

18 入札の無効

(1) 2に規定する入札参加資格のない者が行った入札及び入札書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

19 失業者義務吸収人員

有

20 その他

(1) 入札参加者がいない場合は、入札を中止する。

(2) 入札者は、入札心得、総合評価方式条件付き一般競争入札について（ご案内）及び合併入札について（お知らせ）を熟読し、これを遵守すること。

(3) 談合情報どおりの者が落札した場合は、その落札決定を取り消す場合がある。

(4) 支払条件

前金払 有

部分払 無

(5) この公告に定めるもののほか、この入札及び契約に関し必要な事項については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大牟田市企業局契約事務規程第2条において準用する大牟田市契約規則によるものとする。

- (6) その他不明な点については、大牟田市企画総務部契約検査室に照会すること。